

特定非営利活動促進法施行細則（平成10年岡山県規則第45号）の改正を行いました。

※令和3年6月9日施行

（1）法第10条第3項が新設されたことによる条文の項ズレに対応するもの

〔細則改正の内容〕

特定非営利活動促進法の改正により、法第10条第3項が新設されました。当該条文を引用する、県細則第3条第1項中「法第10条第3項」を「法第10条第4項」に改めました。

（2）規則に規定していた様式の一部削除及び関連する条文の削除等

〔細則改正の内容〕

細則に規定していた各種提出様式を削除しました。今後、様式は「特定非営利活動促進法施行のための様式を定める要綱」に規定し、運用します。

新旧対照表

新	旧
<p>（設立の認証申請）</p> <p>第二条</p> <p>1 法第十条第一項の申請書に添付する書類のうち、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げるものには、それぞれ副本一通を添付するものとする。</p> <p>（認証申請書等の補正）</p> <p>第三条 法第十条第四項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による補正には、補正後の書類を添付するものとする。この場合においては、前条の規定を準用する。</p> <p>（設立登記の届出）</p> <p>第五条 法第十三条第二項の規定による届出には、同項に定めるもののほか、同項の登記事項証明書の写し一通及び財産目録の副本一通を添付するものとする。</p> <p>（役員の変更等の届出）</p>	<p>（設立の認証申請）</p> <p>第二条 法第十条第一項の申請書は、様式第一号によるものとする。</p> <p>2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第十条第一項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げるものには、それぞれ副本一通を添えるものとする。</p> <p>（認証申請書等の補正）</p> <p>第三条 法第十条第三項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による補正は、様式第一号の二による補正書を知事に提出してするものとする。</p> <p>2 前項の補正書には、補正後の様式第一号、様式第四号若しくは様式第十二号又は法第十条第三項の書類を添付するものとする。この場合においては、前条第二項の規定を準用する。</p> <p>（設立登記の届出）</p> <p>第五条 法第十三条第二項の規定による届出は、様式第二号による届出書を知事に提出してするものとする。</p> <p>2 前項の届出書には、法第十三条第二項に定めるもののほか、同項の登記事項証明書の写し一通及び財産目録の副本一通を添えるものとする。</p> <p>（役員の変更等の届出）</p>

第六条 法第二十三条第一項（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出には、法第二十三条第一項に定めるもののほか、同項の変更後の役員名簿の副本一通を添付するものとする。

（定款の変更の認証申請）

第七条

1 法第二十五条第四項の申請書に添付する書類のうち、同項の規定により添付する変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書には、それぞれ副本一通を添付するものとする。

（軽微な事項に係る定款の変更の届出）

第八条 法第二十五条第六項（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出には、法第二十五条第六項に定めるもののほか、同項の変更後の定款の副本一通を添付するものとする。

（定款の変更に係る登記事項証明書の提出）

第九条 法第二十五条第七項（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による提出には、法第二十五条第七項の登記事項証明書の写し一通を添付するものとする。

（事業報告書等の提出）

第十条 法第二十九条（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による書類の提出には、法第二十九条の事業報告書等の副本一通を添付するものとする。

（事業報告書等の閲覧及び謄写）

第十一条

1 法第三十条の規定による閲覧又は謄写をする者は、当該閲覧又は謄写に係る書類を丁

第六条 法第二十三条第一項（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第三号による届出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の届出書に添付する変更後の役員名簿には、副本一通を添えるものとする。

（定款の変更の認証申請）

第七条 法第二十五条第四項の申請書は、様式第四号によるものとする。

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第二十五条第四項の規定により添付する変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書には、それぞれ副本一通を添えるものとする。

（軽微な事項に係る定款の変更の届出）

第八条 法第二十五条第六項（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第五号による届出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の届出書に添付する変更後の定款には、副本一通を添えるものとする。

（定款の変更に係る登記事項証明書の提出）

第九条 法第二十五条第七項（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による提出は、様式第五号の二による提出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の提出書に添付する登記事項証明書には、写し一通を添えるものとする。

（事業報告書等の提出）

第十条 法第二十九条（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による書類の提出は、様式第五号の三による提出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の提出書に添付する事業報告書等には、それぞれ副本一通を添えるものとする。

（事業報告書等の閲覧及び謄写）

第十一条 法第三十条の規定による閲覧又は謄写は、様式第六号による請求書を知事に提出してするものとする。

寧に取り扱うこととし、それを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

2 知事は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対して、閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

第十二条 削除

(解散の届出等)

第十三条 法第三十一条第四項の規定による届出には、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付するものとする。

2 法第三十一条の八の規定による届出には、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付するものとする。

第十四条 削除

(清算終了の届出)

第十五条 法第三十二条の三の規定による届出には、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付するものとする。

(合併の認証申請)

第十六条 法第三十四条第四項の申請書に添付する書類については、条例第二条第一項から第四項までの規定及び第二条の規定を準用する。

(合併登記の届出)

第十八条 法第三十九条第二項において準用する法第十三条第二項の規定による届出には、同項に定めるもののほか、同項の登記事項証明書の写し一通及び財産目録の副本一通を添付するものとする。

(検査の際の身分証明書)

第十九条 法第四十一条第三項(法第六十四

2 前項の場合において、閲覧又は謄写をする者は、当該閲覧又は謄写に係る書類を丁寧に取り扱い扱うこととし、それを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

3 知事は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対して、閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(成功の不能による解散の認定の申請)

第十二条 法第三十一条第二項の規定による認定の申請は、同条第三項の書面を添付した様式第七号による申請書を知事に提出してするものとする。

(解散の届出等)

第十三条 法第三十一条第四項の規定による届出は、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した様式第八号による届出書を知事に提出してするものとする。

2 法第三十一条の八の規定による届出は、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した様式第九号による届出書を知事に提出してするものとする。

(残余財産の譲渡の認証申請)

第十四条 清算人は、法第三十二条第二項の認証を受けようとするときは、様式第十号による申請書を知事に提出するものとする。

(清算終了の届出)

第十五条 法第三十二条の三の規定による届出は、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した様式第十一号による届出書を知事に提出してするものとする。

(合併の認証申請)

第十六条 法第三十四条第四項の申請書は、様式第十二号によるものとする。

2 条例第二条第一項から第四項までの規定及び第二条第二項の規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。

(合併登記の届出)

第十八条 法第三十九条第二項において準用する法第十三条第二項の届出書は、様式第十二号の二によるものとする。

2 前項の届出書に添付する登記事項証明書には写し一通を、財産目録には副本一通を添えるものとする。

(検査の際の身分証明書)

第十九条 法第四十一条第三項(法第六十四条

条第七項において準用する場合を含む。)の職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

(認定の申請)

第二十条

1 法第四十四条第二項の申請書に添付する書類のうち、同項第二号及び第三号に掲げるものには、それぞれ副本一通を添付するものとする。

(認定の有効期間の更新の申請)

第二十一条 法第五十一条第五項において準用する法第四十四条第二項の申請書については、前条の規定を準用する。

第二十二条及び第二十三条 削除

(役員報酬規程等の提出)

第二十四条 法第五十五条第一項(法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による提出には、法第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類(法第五十五条第一項の規定により提出する書類に限る。)について、それぞれ副本一通を添付するものとする。

2 法第五十五条第二項(法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による提出には、法第五十四条第三項に規定する書類の副本一通を添付するものとする。

(役員報酬規程等の閲覧及び謄写)

第二十五条 法第五十六条の規定による閲覧又は謄写については、第十一条の規定を準用する。

第七項において準用する場合を含む。)の職員の身分を示す証明書は、様式第十三号によるものとする。

(認定の申請)

第二十条 法第四十四条第二項の申請書は、様式第十四号によるものとする。

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げるものには、それぞれ副本一通を添えるものとする。

(認定の有効期間の更新の申請)

第二十一条 法第五十一条第五項において準用する法第四十四条第二項の申請書は、様式第十五号によるものとする。

2 前条第二項の規定は、前項の申請書について準用する。

(定款変更認証時の書類の提出)

第二十二条 法第五十二条第二項(法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による提出は、様式第十六号による提出書を知事に提出してするものとする。

(代表者の氏名の変更の届出)

第二十三条 法第五十三条第一項(法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、様式第十七号による届出書を知事に提出してするものとする。

(役員報酬規程等の提出)

第二十四条 法第五十五条第一項(法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による提出は、様式第十八号による提出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の提出書に添付する法第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類には、それぞれ副本一通を添えるものとする。

3 法第五十五条第二項(法第六十二条において準用する場合を含む。)に規定する助成金の支給を行ったときの書類の提出は、様式第十九号による提出書を知事に提出してするものとする。

4 前項の提出書には、副本一通を添えるものとする。

(役員報酬規程等の閲覧及び謄写)

第二十五条 法第五十六条の規定による閲覧又は謄写は、様式第二十号による請求書を知事に提出してするものとする。

(特例認定の申請)

第二十六条 法第五十八条第二項において準用する法第四十四条第二項の申請書については、第二十条の規定を準用する。

(合併の認定申請)

第二十七条 法第六十三条第五項において準用する法第四十四条第二項の申請書については、第二十条の規定を準用する。

(電子情報処理組織による提出等)

第二十八条 1・2略

3 第二条(第三条及び第十六条において準用する場合を含む。)、第五条から第八条まで、第十条、第十八条、第二十条(第二十一条、第二十六条及び第二十七条において準用する場合を含む。)又は第二十四条の規定により添付書類の副本を必要とする申請を行う者が、第一項の規定により当該添付書類に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、副本に記載すべき又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

(電磁的記録による縦覧等)

第三十条 条例第七条第一項の縦覧及び閲覧は、インターネットを利用する方法、県の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により行うものとする。

(その他)

第三十七条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

2 第十一条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(特例認定の申請)

第二十六条 法第五十八条第二項において準用する法第四十四条第二項の申請書は、様式第二十一号によるものとする。

2 第二十条第二項の規定は、前項の申請書について準用する。

(合併の認定申請)

第二十七条 法第六十三条第五項において準用する法第四十四条第二項の申請書は、様式第二十二号によるものとする。

2 第二十条第二項の規定は、前項の申請書について準用する。

(電子情報処理組織による提出等)

第二十八条 1・2略

3 第二条第二項(第三条第二項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。)、第五条第二項、第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項、第十条第二項、第十八条第二項、第二十条第二項(第二十一条第二項、第二十六条第二項及び第二十七条第二項において準用する場合を含む。)又は第二十四条第二項及び第四項の規定により添付書類の副本を必要とする申請を行う者が、第一項の規定により当該添付書類に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、副本に記載すべき又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

(電磁的記録による縦覧等)

第三十条 条例第七条第一項の縦覧及び閲覧は、インターネットを利用する方法、県の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により行うものとする。この場合(書類を備え置く方法による場合を除く。)において、第十一条第一項及び第二十五条第一項の規定は、適用しないものとする。